輸第12647号	重過りん酸石灰	重過りん酸石灰44―38	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第12648号	硫酸加里	硫酸加里49	興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目６番29号
輸第12649号	硫酸加里	硫酸加里50	興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目６番29号
輸第12650号	塩化加里	60.0塩化加里	昭光通商アグリ株式会社	東京都港区芝公園二丁目４番１号
輸第12652号	化成肥料	UF化成12―８―６＋1.5＋0.3	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第12655号	化成肥料	17.0―45.0りん安	株式会社ニチリウ永瀬	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
輸第12657号	副産苦土肥料	粗製苦土粒状肥料	株式会社山誠通商	東京都多摩市関戸四丁目23番地１関戸ビル302号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十一月十五日

農林水産大臣　山本　有二

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第60998号	化成肥料	マルナカ複合肥料ユーキペレ秀作	中部飼料株式会社	愛知県知多市北浜町14番地６
生第67843号	化成肥料	マルナカ複合肥料芝キーパー	中部飼料株式会社	愛知県知多市北浜町14番地６
生第69662号	化成肥料	マルナカ複合肥料1078	中部飼料株式会社	愛知県知多市北浜町14番地６
生第75971号	化成肥料	有機入り高度化成305号	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第83849号	化成肥料	YA有機入り化成肥料１号	有機アグロ株式会社	兵庫県加古川市別府町新野辺3062番地
生第87137号	液体微量要素複合肥料	リナホープ	有限会社チャム化学研究所	石川県金沢市神野三丁目52番
生第87298号	家庭園芸用複合肥料	CELL―S・O・S　S3000	アサヒグループ食品株式会社	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号
生第87299号	家庭園芸用複合肥料	CELL―S・O・S　V2000	アサヒグループ食品株式会社	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号
生第87300号	家庭園芸用複合肥料	豊作物語＜緑＞	アサヒグループ食品株式会社	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号
生第87301号	家庭園芸用複合肥料	豊作物語＜苺＞	アサヒグループ食品株式会社	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番１号
生第87825号	液体微量要素複合肥料	リナライフ	有限会社チャム化学研究所	石川県金沢市神野三丁目52番
生第88567号	化成肥料	UF化成555	大成肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町石町47番地
生第89033号	化成肥料	有機入り化成821	株式会社グリーン・エンタープライズ	兵庫県加古川市別府町新野辺3061番地
生第91751号	化成肥料	GE銅入り高度化成0562	株式会社グリーン・エンタープライズ	兵庫県加古川市別府町新野辺3061番地
生第92975号	配合肥料	ワンセット555	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
輸第9661号	加工苦土肥料	45―８加工苦土肥料	糸賀　仁	千葉県船橋市藤原７丁目15番９号
輸第9765号	化成肥料	マルナカ苦土入り高度複合850	中部飼料株式会社	愛知県知多市北浜町14番地６
輸第11223号	化成肥料	マルナカ苦土緩効性窒素入り複合肥料055	中部飼料株式会社	愛知県知多市北浜町14番地６

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三百二十四号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十八年十一月十七日から同月二十日までの毎日午前十一時から午後四時までの間に限る。）。

平成二十八年十一月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

福岡県福岡市西区小戸二丁目六番地先に所在する防波堤西端、北緯三十三度三十六分十秒東経百三十度十八分三十七秒の地点、北緯三十三度三十六分二十一秒東経百三十度十九分十七秒の地点、北緯三十三度三十五分三十七秒東経百三十度十九分二十八秒の地点、北緯三十三度三十五分三十七秒東経百三十度十九分三十三秒の地点、北緯三十三度三十六分二十五秒東経百三十度十九分二十八秒の地点、北緯三十三度三十六分三十一秒東経百三十度十九分四十九秒の地点、北緯三十三度三十六分二十六秒東経百三十度十九分四十八秒の地点、北緯三十三度三十六分五秒東経百三十度二十分五十五秒の地点、北緯三十三度三十六分五秒東経百三十度二十分五十四秒の地点、北緯三十三度三十五分四十八秒東経百三十度二十一分一秒の地点、北緯三十三度三十五分五十一秒東経百三十度二十一分二十五秒の地点、北緯三十三度三十五分五十六秒東経百三十度二十一分三十八秒の地点、北緯三十三度三十六分六秒東経百三十度二十一分四十八秒の地点、北緯三十三度三十六分二十七秒東経百三十度二十一分四十一秒の地点、北緯三十三度三十六分四十秒東経百三十度二十一分四十五秒の地点、北緯三十三度三十六分四十九秒東経百三十度二十一分三十六秒の地点、北緯三十三度三十六分五十一秒東経百三十度二十一分十八秒の地点、北緯三十三度三十六分四十九秒東経百三十度二十分五十九秒の地点、北緯三十三度三十六分四十一秒東経百三十度十九分四十九秒の地点、北緯三十三度三十六分四十四秒東経百三十度十八分二十六秒の地点、北緯三十三度三十五分三十四秒東経百三十度十八分二十九秒の地点及び同区小戸三丁目五十八番地先に所在する防波堤北西端を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた水域並びに北緯三十三度三十五分三十七秒東経百三十度十九分二十八秒の地点から北緯三十三度三十五分三十七秒東経百三十度十九分三十一秒の地点まで引いた線及び北緯三十三度五十五分五十五秒東経百三十度十九分三十三秒の地点から北緯三十三度三十五分五十五秒東経百三十度十九分三十三秒の地点まで引いた線並びに陸岸により囲まれた水域